

ローンカード規定

1. カードのご利用について

(1) ローンカード（以下「カード」といいます。）は、当行の現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用してカードローン貸越金（以下「貸越金」といいます。）を引き出す場合に利用することができます。

(2) カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携銀行」といいます。）の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）またはATMを使用して貸越金を引き出す場合に利用することができます。ただし、事業者カードローンのローンカードについては提携銀行ではご利用できません。

(3) カードは当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより支払い、振込の依頼をすることができます。

(4) カードは当行の自動振替機（振替を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振替機」といいます。）を使用して振替資金をカードローン口座からの振替えにより支払い、振替の依頼をすることができます。

(5) その他当行所定の取引をすることができます。

2. ATMまたは支払機による貸越金の引き出し

(1) ATMまたは支払機を使用してカードにより貸越金を引き出すときは、画面表示等の操作手順に従って、機械にカードを挿入し、お届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。

(2) ATMまたは支払機による貸越金の引き出しは、機種により当行（提携銀行の支払機使用の場合はその提携銀行）が定める金額単位とし、1回あたりの引き出しは、当行または提携銀行が定める金額の範囲内とします。なお、1日1口座あたりの引き出しは、当行が定める金額の範囲内（提携金融機関でのお引き出しを含みます。）とさせていただきます。

(3) 当行および提携銀行のATMまたは支払機により貸越金の引き出しをする場合に、引き出し金額と第6条の手数料金額との合計額が引き出すことのできる金額を超えるときは、引き出すことはできません。

3. ATMによる貸越金のご返済（ご入金）

(1) ATMを使用して貸越金を返済する場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードローン通帳をATMに挿入し、現金を投入して操作してください。（小切手等の証券類はご入金できません。）

(2) ご入金（ご返済）の限度額は、借入金残高の範囲内とします。

(3) ATM によるご入金（ご返済）は、ATM の機種により当行が定める種類の紙幣および硬貨に限ります。また 1 回あたりのご入金（ご返済）は、当行が定める枚数による金額の範囲内とします。

(4) カードローンそっけつくん・京葉銀行カードローン・アルファバンク教育ローン（カードローン型）は、カードでのご入金（ご返済）ができます。

4. 振込機による振込

(1) 振込機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により支払い、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の支払いについては、通帳および当座貸越請求書の提出は必要ありません。

(2) 前記 (1) の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

(3) 振込機による振込は 1 円単位とし、1 回あたりの振込は、当行が定める金額の範囲内とします。

(4) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続は、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。この場合、ご利用明細に翌営業日扱いの表示をいたします。

(5) 振込金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額および第 6 条第 2 項に規定する振込手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その振込は取扱うことができません。

(6) 振込機による振込依頼を受付けた後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 振替機による振替

(1) 振替機を使用して振替資金をカードローン口座からの振替により支払い、振替の依頼をする場合には、振替機の画面表示等の操作手順に従って振替機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貸越金の支払いについては、通帳および当座貸越請求書の提出は必要ありません。（入金口座の通帳が必要です。）

(2) 前記 (1) の操作においては、振替機の画面に表示された振替依頼の内容等を確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、振替機による振替の訂正はできません。

(3) 振替機による振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は、当行が定める金額の範囲内とします。

6. 当行および提携銀行の手数料

(1) 当行および提携銀行の ATM または支払機を使用して貸越金を引き出す場合、当行および提携銀行が ATM (支払機) 利用手数料 (以下「手数料」といいます。) を定めているときは、当行または提携銀行に所定の手数料をお支払いいただきます。

(2) 振込機を使用して振込をする場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。

(3) 前項の手数料は、ATM (支払機) 利用日付をもって通帳および当座貸越請求書なしでカードローン口座から引き落としさせていただきます。なお、提携銀行には当行から支払います。

7. お取り扱い不能な場合

天災、事変その他やむを得ない事情により、ATM または支払機が稼働不能の場合はお取り扱いできません。

8. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) カードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちにご本人から書面によって当行にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

(3) カードを再発行する場合には、当行で定める再発行手数料をお支払いいただきます。

9. 暗証番号等

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貸越金の引き出し停止の措置を講じます。

(2) 当行がカードの電磁的記録によって、当行および提携銀行の ATM、支払機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して貸越金の支払いをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗用・その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携銀行は責任を負いません。ただし、この支払いが偽造カードおよび盗難カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

10. 解約、カードの利用停止等

(1) カードローン取引を解約する場合には、カードを口座開設店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを口座開設店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第 11 条に定める規定に違反した場合

②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

11. 譲渡、質入等の禁止

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

12. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、別に提出を受けた各カードローン規定の各条項等により取り扱いします。

13. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2020 年 4 月 1 日現在

以 上